

広島県告示第三百三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、
広島県産業科学技術研究所の使用料徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

委 託 を 受 け た 者	名 称	財団法人ひろしま産業振興機構 理事長 大田 哲哉
住 所	住 所	広島市中区千田町三丁目七番四七号
委託した年月日 （委託期間）		平成二〇年三月二十四日 （平成二〇年四月一日〜平成 二一年三月三十一日）